

2026年5月15日

貸金庫の利用に関する各種規定の改正について

平素より高知銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、貸金庫のご利用に関する各種規定を下記のとおり改正しますので、お知らせいたします。

記

1. 改正となる規定

- ・貸金庫利用規定
- ・全自動貸金庫利用規定

2. 主な改正内容

(1) 貸金庫に格納いただけないものに「現金」を追加

日本円、外国通貨ともに、貸金庫内では保管できません。対象となる現金（日本円）は次のとおりです。

- ①日本銀行ホームページ「現在発行されている銀行券・貨幣」に掲載されている銀行券・貨幣
- ②上記①と肖像が同一である銀行券（2007年発行停止の一万円券（福沢諭吉））

※詳しくは[日本銀行ホームページ](#)をご確認ください。

(2) 貸金庫の利用目的（適切にご利用いただいていること）を書面等でご申告いただくこと、貸金庫利用時に行員が立会い等により利用状況を確認させていただくことがあること等

3. 改正日

2026年6月1日

4. ご留意事項

現在、貸金庫内に現金を格納されているお客さまにおかれましては、次回ご来店時に現金をお取り出しいただきますよう、お願いいたします。

ご不明な点につきましては、お近くの営業店窓口までお問い合わせください。

以上